

適正な事業運営及び実地指導  
における指摘事例等について  
(障害児通所支援事業関係)

神戸市福祉局監査指導部

この資料は . . . . .

- ✓ 障害児通所支援事業者様に注意いただきたいこと
- ✓ 実地指導で指摘が多かったこと

を、まとめております。事業所運営の役立てて際にご確認ください



# 事故防止と発生時の対応について



## 本市への事故報告件数（障害児通所支援事業）

| 年度    | 擦り傷<br>切り傷 | 打撲・捻挫<br>・脱臼 | 骨折 | その他外傷 | 離設<br>行方不明 | 交通事故 | その他 | 合計  |
|-------|------------|--------------|----|-------|------------|------|-----|-----|
| R2年度  | 9          | 9            | 2  | 4     | 6          | 4    | 6   | 40  |
| R元年度  | 13         | 3            | 2  | 3     | 4          | 0    | 9   | 34  |
| H30年度 | 7          | 7            | 6  | 5     | 4          | 0    | 9   | 38  |
| 合計    | 29         | 19           | 10 | 12    | 14         | 4    | 24  | 112 |



# 事故防止対策徹底の事務連絡文

事務連絡  
令和3年9月3日

障害児関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市福祉局  
障害者支援課長  
監査指導部障害福祉サービス指導監査担当課長

## 障害児支援サービス提供時における事故防止対策について

平素より神戸市の障害福祉行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、既に報道等がなされておりご承知の向きもあるかと存じますが、令和3年8月11日に、小学校1年生の男児が、サービス利用中に事業所・施設を抜け出して行方不明になり、その後、死亡が確認されるという大変痛ましい事故が発生しました。

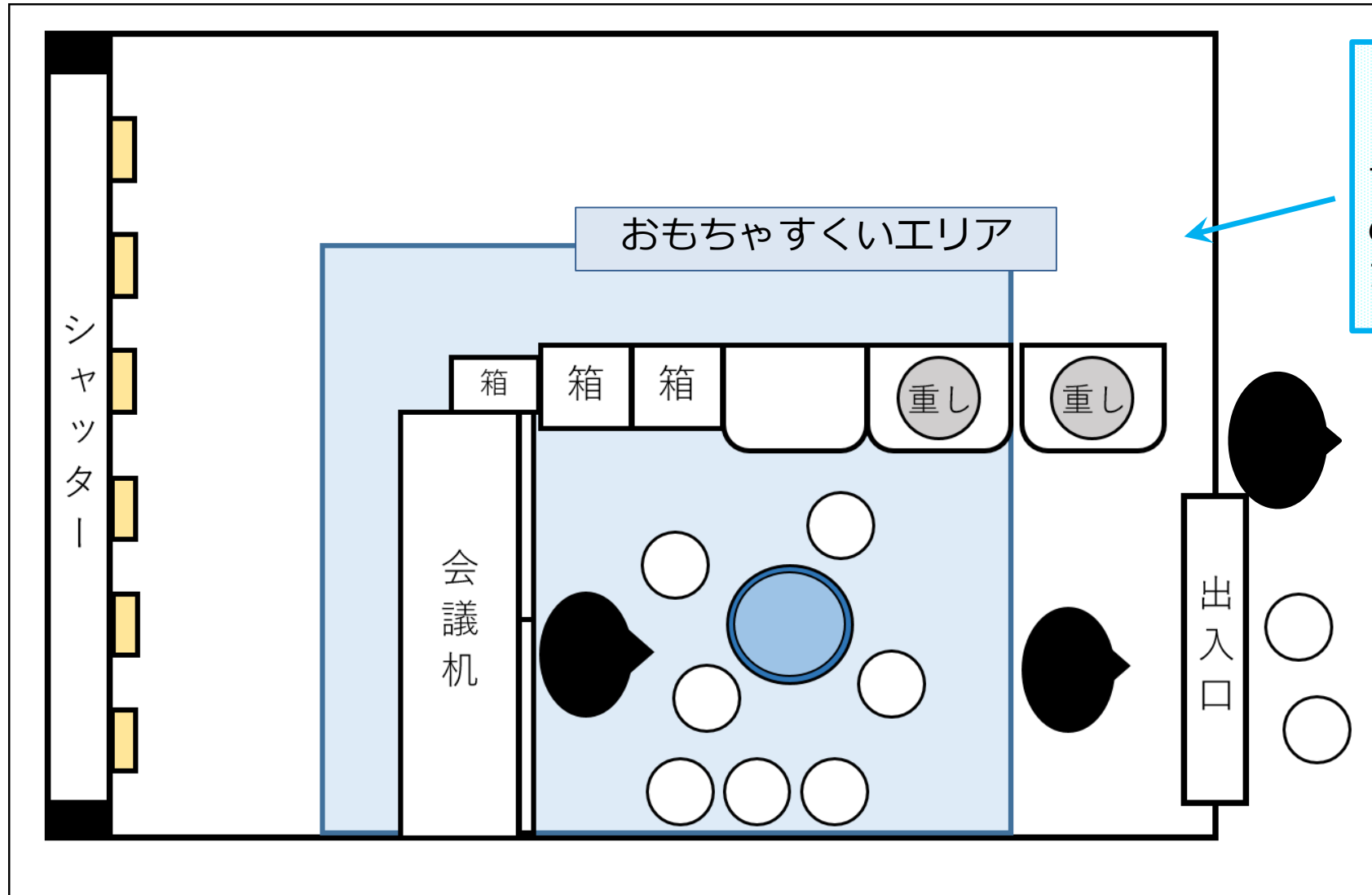
関係者各位におかれましては、利用者や入所者の障害特性等を踏まえ、安全配慮や事故防止対策をより一層徹底していただきますようお願いいたします。

また、サービス提供による事故が発生した場合は、サービス利用者家族等への説明と併せて神戸市福祉局監査指導部まで速やかに第一報として電話やFAX等で報告をお願いいたします（神戸市のホームページもご確認ください）。

### ○事故報告に関する神戸市ホームページ URL

<http://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse-kunituchi-yoshiki/index.html>

# 事故が発生した時の事業所内の状況（イメージ図）



当日は、支援イベントとしておもちゃすくいがされていた。そこには、複数人の指導員や利用児童が集まっていた。

※黒い楕円⇒指導員、白い丸⇒利用児童（数名が出入り）

# 施設内の現場写真

男児が抜け出しと思われる出口

椅子等によるブロックするも、椅子の下はくぐることが可能。

一瞬のことでも事故につながります。利用者の障害特性等を踏まえ、安全配慮や事故防止対策の徹底をお願いいたします。

おもちゃすくいエリア（児童の動ける範囲）  
テーブル付近や入口など指導員を数名配置

## 事故を未然に防ぐために

- ▶ サービス提供のばらつきを無くすためにマニュアルを作成し、その中に、事故防止の観点から危険予測とそれに対する注意事項を適宜盛り込むこと（事業所内で情報を共有すること）。
- ▶ サービス利用者の潜在的・顕在的リスクや、リスク回避のためにどのようなサービス提供を行っていくかを個別支援計画などに具体的に記載し、事業所内で情報を共有すること。
- ▶ 令和サービス提供の際に死角が発生しないようにするなど、従業員がサービス利用者の動きを把握し、目配りや気配りを欠かさない体制をつくること（令和3年度にも死角となったスペースで事故が発生）。





# 事故報告書の提出について

## ➤ 事業者が市監査指導部へ報告する必要と認められる事故

- (1) サービスの提供による利用者のケガ（医療機関受診等）  
又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症等の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（虐待を含む）の  
発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

## ➤ 注意事項

死亡や重症等の重大な事案の場合は、速やか（※）に、まずは第一報として電話やFAX 等で報告を行うこと（※発生当日、または夕方・夜間発生時は翌日中）。

## ➤ 事故報告書の様式等HP掲載先

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/ku/nituchi-yoshiki/index.html>

# 新型コロナウイルス等感染症発生状況報告

各事業所において新型コロナウイルス等感染症が発生した場合、以下の①で報告してください。

## ①「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/42651/kobemoderu.pdf>

①が難しい場合は、②と③に電話連絡をしてください。

## ②各区保健センター

| 保健センター   | 電話番号     |
|----------|----------|
| 東灘保健センター | 841-4131 |
| 灘区保健センター | 843-7001 |
| 中央保健センター | 232-4411 |
| 兵庫保健センター | 511-2111 |
| 北保健センター  | 593-1111 |
| 北神保健センター | 981-5377 |
| 長田保健センター | 579-2311 |
| 須磨保健センター | 731-4341 |
| 北須磨支所    | 793-1313 |
| 垂水保健センター | 708-5151 |
| 西保健センター  | 929-0001 |

## ③神戸市福祉局監査指導部

- 平日の8時45分～17時30分に連絡する場合  
(介護・居宅通所系) (電話) 078-322-6326  
(介護・施設系) (電話) 078-322-6242  
(障害・訪問系) (電話) 078-322-6326  
(障害・通所施設系) (電話) 078-322-5232
- 土曜・日曜・祝日の9時～17時に連絡する場合  
(介護・障害共通) 080-7490-5769



# 事故が起こってしまったときの対応指針

## 1. 事故に対応する際の基本姿勢

利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想で処していく姿勢が基本。施設に責任ある、ないということよりも、まず誠意ある態度で臨む。

## 2. 事故対応の原則

- (1) 組織として対応（当事者意識を持って一体的な）
- (2) 事実を正確に整理、調査し、経過の正確な記録をとる。
- (3) 窓口を一本化した対応

## 3. 事故対応のフロー

- (1) 事実の把握と家族等への十分な説明
- (2) 改善策の検討と実践
- (3) 誠意ある対応

※福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（H14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）より



# 実地指導における指摘事項



# 定員の遵守について

## 基準省令第36条(定員の遵守)

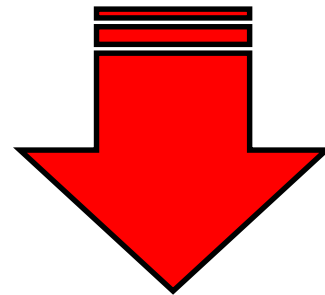
事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 指摘事項・注意点

- ✓ 事業所は、要件に該当するか否かまた支援に支障がないか慎重に判断すること。
- ✓ やむを得ず受け入れる場合は、サービス提供記録にその内容・判断理由等が明確にわかるよう記載・保管すること。

## やむを得ず定員を超過して受入れた場合の注意点（加算）

- ✓ 利用者を11～15名受け入れた場合、人員基準上3名の配置が必要
- ✓ この場合、上記3名は児童指導員等加配加算の算定（常勤換算）には含めることができない



- ✓ 人員基準を満たさない又は加算の要件を満たさないため、**加算の算定ができない可能性あり**



# 加算の届出に関する留意点

※障害児通所支援事業等申請手続きのてびきより

- 障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできません（算定していた加算の区分が算定されなくなった場合も同様です）。
- 加算の算定のできなくなった場合は、「なし」の届出が必要です
- 加算等が算定がされなくなった事実が発生した日以降に、再度の加算を算定するためには、改めて算定開始月の前月15日まで（必着）に届出を行うこと。



## 勤務体制の確保等に関する指摘事項（基準省令第38条）

- ✓ 児童発達支援管理責任者の常勤配置 1 名が必置の事業所で未配置
- ✓ 事業所で定められている常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数に達していない
- ✓ 障害児の直接支援業務をボランティアに委ねていた事例
- ✓ 常勤の直接支援員（生活支援員等）が 1 名必置の事業所で未配置
- ✓ 従業者の雇用契約、タイムカードや出勤簿等帳票類、給与明細書等が整備されておらず、勤務時間やその実態が確認できない（※法人代表者が支援員となっている場合で未作成）





## 勤務体制の確保等

- 労働関係法令等で、事業者は従業員の勤務時間を把握する義務があります。役員等が生活支援員等を兼務する場合も含めて、タイムカード等による勤務時間の確認できる帳票類を整備すること。
- 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、原則、直接サービス提供を行う従業者とは異なる人員です。送迎車の同乗の際に運転業務を行うことは不適切であるため留意ください



## 報酬算定に関する指摘事項

- ✓ 実地指導で、個別支援計画に位置付けが必要にも関わらず、位置づけられていないことがありました。
- ✓ 個別支援計画への位置づけ並びに一連の手続きが適正に行われていない場合は、報酬請求を返還していただくことがありますので、ご留意ください。

＜指摘が多かった加算の事例＞  
延長支援加算、個別サポート加算Ⅱ、家庭連携加算、  
事業所内相談支援加算、医療連携加算

# 《参考》自己評価等の公表及び報告に関する通知文①

神 福 監 第 2870 号  
令 和 4 年 2 月 24 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

神戸市福祉局 監査指導部  
障害福祉サービス指導監査担当課長

## 令和3年度自己評価結果等の公表及び報告について【重要】(再周知)

平素は、本市の障害児支援行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和3年10月14日にもお知らせしました通り、各事業者においては、概ね1年に1回以上は自己評価を実施し、その結果等を公表し、本市へ報告をいただくこととなっております。

今年度につきましても、保護者へのアンケート、職場での検討を行っていただき、自己評価結果等を公表した場合には、下記のとおり本市へ報告いただきますようお願いいたします。公表や報告がなされない場合、その期間中は減算適用が行われますので、ご注意ください（すでに令和3年度中に報告済みの事業者におかれましては、再度の報告は不要です）。

なお、本市への報告方法については、従来のメール送信による報告から、神戸市HPへの報告に変更いたしましたので、併せてご注意ください。

# 《参考》自己評価等の公表及び報告に関する通知文②

## 1. 対象となるサービス

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）及び放課後等デイサービス

## 2. 報告対象

令和3年4月1日～令和4年3月31日に公表した自己評価結果等

ただし、令和3年4月1日以降に新規指定した事業所については、指定日から1年以内に自己評価結果等の公表を行い、報告を行ってください。指定日以降1年間は減算しませんが、猶予期間を超えた場合は当該月から減算の適用となります。（例：R3.9.1に新規指定→R4.8.31までは減算なし）

## 3. 締切日

令和4年3月31日までに本市へ報告してください。

## 4. 報告方法

(1) 下記 HP「令和3年度自己評価結果等公表届出入力フォーム」より報告してください。

<http://form.kintoneapp.com/public/form/show/0957dfd1f4ab0358659399180812e84438f3d7e1d72d4c47d50b4dab87791b33>

(2) 自己評価の手順については、下記 HP の実施方法を参照してください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jikohyoukakouhyou.html>

# 《参考》自己評価等の公表及び報告に関する通知文③

## 5. その他

- (1) 多機能型の場合は、多機能事業所全体で公表しても差し支えありません。
- (2) 自己評価結果等の公表が未実施の場合、「未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算適用（所定単位数の15%）」が行われます。当該減算については、自己評価結果等の公表が本市に届出されていない場合においても対象となります。
- (3) 過去に報告をした事業所であっても、毎年度、公表した内容について報告してください（概ね1年に1回以上は、再評価して公表・報告してください）。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、自己評価の実施が困難となっている場合は、下記HP「新型コロナウイルス感染症への対応による未実施の理由入力フォーム」に理由を記載してください。  
<http://form.kintoneapp.com/public/form/show/ef000001636c5822cc6aca04779447ee113c94b6cc1fca183aafbcd7085daa53>  
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、自己評価が困難となっている場合は、本減算を算定しないものとします（令和3年9月22日厚労省事務連絡）。
- (5) 自己評価結果等を公表するホームページには、情報の公表制度と同様、以下の内容についても掲載するなど、事業所情報の公開に努めてください。
  - ① 職員の配置状況（職員の経験年数や資格の状況）
  - ② 事業所の設備状況（事業所内風景画像の掲載）
  - ③ 主な支援内容・1日の支援の流れ・特色のある取り組み
  - ④ 運営規程・利用者負担
  - ⑤ 貸借対照表や損益計算書などの財務諸表 等
- (6) 障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）が未登録の事業者におかれまして、「障害児通所支援事業等申請手続きのてびき」を参考に、あわせてご登録ください。  
（参考）WAMNET：<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

# BE KOBE



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

City of Design  
**KOBE** 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008

